

1. 日時 平成 27 年 11 月 25 日（水） 9:30～12:00
 2. 場所 JA 滋賀中央会農業総合情報センター 4 階会議室
 3. 議題 (1) 大津市環境美化センター改築事業に係る環境影響評価準備書について
(2) 滋賀県環境影響評価技術指針の改正について
(滋賀県環境影響評価条例における放射性物質の取扱いについて)
 4. 出席委員 市川会長、和田副会長、石森委員、奥村委員、平山委員、山崎委員
 5. 内容 (1) 前回指摘事項に対する説明と質疑応答および審査会意見作成に当たっての質疑応答
(2) 環境影響評価技術指針改正案策定に係る説明および質疑応答
-

【議事概要】

○議題（1）について

[事業者が前回指摘事項に対する説明を実施]

(会長)

ただ今のご説明について、委員の方々からご意見はございますか。

(委員)

前回の意見に際して、このように事業者の見解として組み込んでいただいたことに関してはとてもありがたく思っております。

また、最後のコメントで「引き続きこれを進めていく中で、意見を踏まえて、さまざまな決定事項のほうも念頭に置きながら進めていきたい」といただきましたので、われわれの意見を真摯に受け止めていただけたかと思っ、ありがたいと思っております。

(会長)

はい、ありがとうございます。他の先生、いかがでしょうか。今の〇〇委員のご発言をまとめとしてよろしいですか。

(委員一同)

はい。

(会長)

各委員の意見も1回目、2回目で出尽くした感じでございますので、このあたりで本件に対する審査会意見について審議することとしたいと思います。それでよろしいですか。

(委員一同)

はい。

(会長)

それでは、事業者さんとの質疑はこれで打ち切りまして、これから審査会意見について審議したいと思います。

[事業者は傍聴席に変更]

審査会意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局が、審査会意見(案)を説明]

(会長)

はい、どうもありがとうございました。

委員の皆さまから意見をいただきたいのですが、項目ごとにいきましょうか。

1番、2番、全般的なことは置いておいて、3番から6番の 대기については、特に私からは意見はございません。

7番の騒音についても、今のご説明では、〇〇委員からは特に何もなかったということになります。

それでは、8番、9番の水質について、〇〇委員いかがですか。

(委員)

8番と9番の水質については、きのうも県に質問させていただきましたが、8番が審査会の意見、9番は大津市長さんからの意見で、重複しているところが多く一本にできないか考えさせていただきました。

まず一点は、「降雨条件の3mmの設定」が、大津市さんの意見の「住民にわかりやすい説明」と重複しています。準備書7-6-16に、予測条件として、「工事、解体時のときの土砂は、埋め戻しに必要なものは事業所の計画地内に仮置きは行わない」ということで担保されていますが、その内容を含めて大津市長さんからの意見であると考えます。その後の「3mmを対象」というところに対しても、「マニュアル等書かれてはいるが、一般の住民の方に説明はもう少しわかりやすい表現で」ということが含まれていると思うの

で、このところは担保しておかなければならないと考えました。

それ以外のところについては一本化できるのではないかと。8番の、工事の濁水についてハード面、ソフト面の意見を審査会で言わせていただき、大津市長さんからの意見は、解体時も併せて考えてほしいということと私は理解しておりますので、例えば、この8番と9番を一つにまとめまして、最初に大津市長さんからの意見としての「水質の予測における降雨条件3mm/hの根拠を住民にわかりやすく記述すること」があり、その後8、9を合わせて、「また、解体工事時および工事中に発生する濁水の影響の予測・評価については、近年の降雨状態を考慮し、降雨強度が強い場合においても濁水が」、このところは適切と書いてありますが、私は、的確か適正、きっちりと流れることを検討してほしいと考えますので、「濁水が的確か、適正に沈砂池に集水できるよう対策を実施すること。併せて、適切」、ここは適切でいいと思います、「適切に影響の低減が図られるよう具体的な環境保全措置を明らかにすること」、この一文で8、9をまとめられて、この備考に10番から14番と3番を入れてはいかがかと思います。

(会長)

はい、ありがとうございました。ただ今のご提案について文章まで追えていませんが、最初に、降雨状況3mmの根拠を住民にわかりやすく説明すること、それから、8番と9番を合わせて解体工事時と工事中を併せて予測・評価・対策までまとめてくださいというご意見ですが、事務局いかがですか。

(事務局)

ありがとうございます。非常にわかりやすくご検討いただいておりますので、〇〇委員のご意見を踏まえて精査していきたいと思います。

(会長)

10番の動植物、〇〇委員よろしいですか。

(委員)

いいです。

(委員)

大津市さんの意見からコヒロハハナヤスリについて書かれていますが、この文章で「保全措置や」がどこに掛かってくるのかがわからない。保全措置と事後調査が、後者は審査会意見として「重要な動植物に対して事後調査の有無とその理由を」ということが書いてありますが、前者については、具体的措置だけを明確にすればよいか、それとも、保全措置は取るものの、事後調査の有無も明確にしたほうがよいか、この文章では不明確です。

(事務局)

わかりました。大津市長からのご意見は、「適切な環境保全対策の内容について具体的に記載すること」となっておりますので、そのように適切な環境保全対策の内容について具体的に記載するとともに、その後ろ、「重要な」と続けさせていただきたいと思います。

(会長)

ここは文章をはっきりと2つに分けるといいです。「保全措置について具体的に記載すること」と「重要な動植物について、事後調査の理由についても明らかにすること」と分けて項目も別にする。分かれても大丈夫ですか。

(委員)

はい、ありがとうございます。

(会長)

動植物はよろしいですか、景観、文化財は〇〇委員が言われていましたが、文化財について、〇〇委員いかがですか。

(委員)

文化財関係の分類を「何々で表す文化財体系に合わせて修正する」など、文化財体系の前に何か根拠を入れたほうがいい。

(事務局)

大津市の文化財の部局と協議をして修正いただくということですので、具体的には資料8になります。修正案は「文化庁の文化財体系」ということですが、文化庁なのか、大津市で定められているのかを確認します。

(委員)

わかりました。

(会長)

では、後で、文化財体系の前に何で決まっているかを明記するということですね。

(事務局)

はい、明記させていただきます。

(会長)

はい、わかりました。温室効果ガスもこれで結構です。他に全体で何かございますか。

(委員)

1 2 番の景観の瀬田湖岸緑地の景観の変化について、なぜこの瀬田湖岸緑地を取り上げたか疑問に思うかと思えます。先ほど言われた重要であることを加えたほうがよいと思いました。

(会長)

瀬田湖岸緑地がどうして景観上重要かということを書きなさいということですね。

(事務局)

「琵琶湖の景観にとって瀬田湖岸緑地からの景観は重要である」と〇〇委員もおっしゃっていましたので、琵琶湖の景観にとって重要である瀬田湖岸緑地における景観の変化について予測・評価を行うことということでしょうか。

もう一つ、散策路としても利用されて、重要な眺望点として利用されているというお話もありましたが。

(会長)

眺望点として重要な地点だという趣旨のことを書いていただければ結構です。

(会長)

他にいかがでしょうか。1 番の全般的事項、これはどのアセス図書に対しても書く内容ですが、大津市さんという行政が事業者になっていますから、アセス図書の模範となるものにしていただきたい。大津市さんはこれから次の案件もあり、他の民間の事業者さんを指導する立場でもありますので、他のアセス図書以上に、1 番について注意を払っていただきたいと思えます。文章はこのままで構いませんが、次回のアセス図書ではよろしくお願ひします。

それでは、大体意見も出尽くしたようなのでまとめますと、水質については、8 番、9 番のご意見を合わせて、降雨条件 3 mm の話と解体工事時と工事中的話をまとめて書く。動植物については、保全措置をどうするのがわかりにくいので、「保全措置について具体的に記載すること」と文章を 2 つに分けて明確にする。文化財については、文化財体系が何かわからないので、何の文化財体系かを明確にすること。それから、瀬田湖岸緑地を選んだ理由を、おそらく重要な眺望地点というところで、それを頭に付けるという、この 4 つですね。これを基に最終案をつくっていただきたいと思えます。それでよろしいですか。

最終的には、事務局が文章を直していただいて、私と事務局で最終確認をさせていただきます。

いて知事意見にするとということによろしいでしょうか。

それでは、これで議題1は終わりです。

○議題（2）について

（会長）

それでは、議題の2に入ります。

前回、滋賀県環境影響評価条例における放射性物質の取扱いについて事務局から説明があり、審査会での審議の結果、審査会としては技術指針を改正して放射性物質を加えることに同意しました。前回ご欠席の委員もおられるので、事務局から再度簡単に概要の説明をしてください。その後、各委員からご意見を伺いたいと思います。では、事務局、よろしく申し上げます。

〔事務局が、放射性物質の取扱いについて説明〕

（会長）

はい、どうもありがとうございました。

先にご欠席の委員からのご意見を伺ったほうがよろしいですね。

（事務局）

土壌がご専門の〇〇委員が本日ご欠席の予定となっております、あらかじめ事務局で先生から2点ご意見を伺っております。

まず1点目については、セシウムやヨウ素など、核種によっては沈着とか吸着の特性が異なるため、それらが沈着、吸着したものの移動や堆積の状態によっては空間線量率に表れてこないことがあり、把握できない場合もあるということです。「技術指針（案）」では、「『放射線の量』とは、空間線量率等によって把握されるものをいう」としておきまして、空間線量率以外の明示はありませんが、こちらの環境省の「技術ガイド」においては、場合によっては空間線量率以外、放射能濃度を把握する場合もあると示されておりますので、県の取扱いにおいても、「技術ガイド」に沿って取扱う必要があるということのコメントをいただいています。

2点目、先ほど申し上げた技術指針の、資料8の25ページの燃料、原料が濃縮されたものに関する「調査すべき情報」の「イ 地形の状況」について、事務局では、地形による遮へい効果を想定して入れましたが、〇〇委員からは、地形の状況の文言から想定されるのは、地滑り地形など、災害による保管場所からの影響であり、地形による遮へい効果はイメージしにくいといただいております、この表現については検討の必要があると考えております。

また、本日ご欠席の委員も昨日までに意見を聞いておりましたが、ご意見はなかったことをご報告いたします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

〇〇委員の意見に対して、事務局の考えを先に説明していただけますか。

(事務局)

まず、1点目の「技術ガイド」に沿って取扱うことの説明をする必要があるということについては、そのとおり運用において示していきたいと考えております。

2点目の地形の状況ということについては、今まだぴったりした表現の言葉が見つかっていないので、〇〇委員ともご相談をして、文言については検討していきたいと考えております。

(会長)

1つ目、基本的事項も空間線量率となっているので、「技術指針」では空間線量率にしてにおいて、運用のときには放射能濃度も「技術ガイド」に沿って考えるということですね。

(事務局)

そうです。

(会長)

2つ目の地形の状況についても、主務省令等では地形の状況になっているのですね。

(事務局)

ここの部分は県独自のもので、主務省令にはありません。建設工事に伴うものについては、地形の状況は書かれています。

(会長)

建設工事に伴うものとは。

(事務局)

はい。建設工事に伴うものの地形の情報は、造成工事という観点等から必要として入れておりますが、その次の事業の実施に伴い使用される燃料、原料等が濃縮されたものの中の地形の状況。

(会長)

そうですが、地形の状況という意味は全体的に同じではない。それと、遮へいの話はどこですか。技術指針には出てきませんね。

(事務局)

技術指針では、具体的な調査手法は示すことにはなっていないので、項目として挙げさせていただきます。

(会長)

ですから、技術指針の改定そのものには、直接は2つ目の意見は関係していないということですか。それをどう考えるかということですか。

(事務局)

そうですね。地形の状況というこの書き方を別の表現にするかどうかということは、検討の余地があると考えております。

(会長)

他も全部、地形の状況というのに触れるので、ここだけ変えるのはどうかと思うのと、この地形の状況という言葉で何を想像するかは、その都度考えが異なる。もし土砂崩れなどが起こりそうなところに保管しているのであれば、それは当然考えれば良いと思うが、その事業ごとに考えれば良いので、今ここで特に決めなくてもいいと思います。

(事務局)

それは運用の中で説明を、実際に取扱われる事業があった場合には、こういうこととお示しをさせていただきたい。

(会長)

わかりました。取りあえずは〇〇委員から2つのご意見を伺っており、「技術指針の改定(案)」を事務局から出されていますけれども、これについて何かご意見はございますか。質問でも構いません。

(委員)

〇〇委員の意見と重複するところがあると思いますが、24ページ「放射線の量」について、主に今回バイオマスの事業を行った場合の飛散に伴う水の濁りの発生で調査すべき情報と、予測のことを定められています。これまでに放射能の挙動について関わった委員会、ヨウ素は別ですが、セシウムの場合、土砂に吸着してそのまま流れていく。だから、

技術指針とアセスで照らし合わせると、例えば、降雨時に流れていくときの空間線量率だけを測るという予測、評価みたいなかたちが挙がってくるのではないかと思います。

ただ、その場で森林とか、底質の粘土質であればそこに吸着はするが、そのまま流れていったものが沿岸に堆積してしまうというようなことが東日本でも問題になり懸念されています。山梨県では、水質と水底底質を調査事項として明記されているのは、それらも勘案しているのかと感じています。

粉じんと水の濁りが主に出てきていますが、あくまで水の濁りに限って最終的に調査地点を押さえることで担保すればいいかもしれませんが、水底土砂のどこかに結局集中してたまって、そのまま30年ずっとそこから出るわけなので、それは琵琶湖の場合、大きな問題というか、ポイントになるのではないかと考えるので、県としてどのようにこの「技術指針」の中で考えていくのかを教えてください。

(事務局)

まず、アセスという制度上、それがどれぐらい出てくるのかということ予測して、評価、低減するということになりますので、基本的に出てきて、セシウムが土砂に吸着しやすい性質をもって吸着して堆積すると、それが心配だという予測が起これば、それを低減していただくような事業計画をつくっていただくという流れになるかと思うので、出てしまっても、ではそれがどうか、それが問題あるのかという、そこで終わりではないと思います。

(委員)

先ほどの〇〇委員の「移動」ということに関して、研究段階でも未知のところが多く、今の段階ではまだはっきりされているわけではありませんし、この調査事項のところは山梨県だけです。他がどう考えられているかよくわかりませんが、今、流れていくもの、吸着していくものと、「土壌」というのは、この「濁り」でも押さえるという意図で理解してこれを書かれているということでしょうか。

(事務局)

はい。

(会長)

具体的に「技術指針」のどの項目にどのようにすればいいというのはありますか。

(委員)

例えば、「調査すべき情報」のところ、山梨県で書かれてあるような文言、この水底底質など水に関わる環境の状況というのはどこかに入るとは可能でしょうか。濁りという

だけで土質の状況となると、おそらくこれまでのような柱状の図などが出てくるのかと思うので、どこで入れるのが一番よいか。

(会長)

ここの「流れの状況」、「土質の状況」、これはどこから持ってこられたのですか。

(事務局)

「土質の状況」とかは主務省令です。

(委員)

主務省令と全く同じ内容ですね。

(会長)

だから、山梨県がかなり具体化、もう一段細かくしている。

(委員)

そうですね。この「流れの状況」というのは、今言っていた挙動だと思います。その挙動というかたちの確かな予測ポイントを押さえるというのは、アセスの中での選定のところですね。そこから出てくる地点と、土砂がたまりやすい地点で、最終的に予測・調査ポイントとして、今後こういうことがあった場合には選定していくことになるだろうと思いますが、その「流れの状況」のところで、どちらかという、主務省令から出てくる「ウ 流れの状況」、「エ 土質の状況」と書くよりは、山梨県のように具体的に書かれていたほうが分かりやすいのではないのでしょうか。

この「土地利用の状況」というのも、文献では、森林ははじめに流出すると後は沈着してしまうので、今後、降雨などで土砂と一緒に出てくることがあるとあります。市街地でも屋根などからは出てしまうが、コンクリートなどで上がでこぼこしたようなところにはたまりやすく、相変わらず空間線量率が高いということが知見でわかっていますので、そういった意味での土地利用の状況で今後予測されていく、押さえていくべき話が出てくるのではないかなと。今すぐこれを見て、ここをどのように変えていったらいいかは、ちよつと。

(事務局)

今のご意見、確認をさせていただきたいのですが、『技術指針』の「調査すべき情報」の「ウ 流れの状況」という案を今ご提示させていただいているところを、山梨県のように、「水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況」というかたちで具体的に記載したほうがいいのではないかというご提案でしょうか。

(委員)

そうだと思います。このままでいくと、いわゆる普通に流れて、今言っておられる。

(事務局)

流れてしまうものだけであって、たまるものは入れない。

(委員)

入れられない。そこは〇〇委員とよく似た考えで、取れない。それで放射能の濃度とかを測らないのだろうかというような意見が出てきたのはそのあたりだと思うので、それに変わっていくと、より評価までのところでは、きっちり押さえられるのかと思っています。

(会長)

はい、ありがとうございます。これは事務局、いかがですか。

(事務局)

内容を具体的に記載してはどうかというご意見と受け止めておりますので、その点は問題ないと思います。

ただ、それが具体的にどの程度示せるか、知見等との関係もございまして、それを示すことによって、知見がないものを無理やり事業者に義務を発生させるというのも難しいと思います。特に、この水底という表現を書けるかどうかは検討させてもらいたいと思います。

(会長)

そうですね。あと、国や他の自治体の状況もあるでしょうから、今言われたように、調査できるかどうかというのがあるので、そこをもう一度検討していただいて、可能であれば、山梨県のように、もう少し具体的に書いていただくということも検討していただく。

(事務局)

考え方としては、「流れの状況」の中に含まれるということによろしいですね。

(委員)

そういう意味です。

(事務局)

わかりました。

(委員)

このままの書き方でも、別に問題はないと思います。これは事業者に対して結構負担が掛かる話なので、ポイントだけを押しえて、進めていくときにわかっている範囲での適正な場所というのをこちらのほうからお互いに協議して決めればいい話だとは思いますが。無理にというわけではなくある程度横並びのところを見たときに、入れられるものであれば入れていただきたいし、これは主務省令から出ているものの流れの中に入っているということで、『技術指針』としてはすっきりしたかたちで、その後で、場合によって適正に取り込んでいくというのはいくらでもあり得る話だと思います。

(事務局)

わかりました。ありがとうございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(委員)

今の〇〇委員のご意見ですが、25ページの一番下の色がマーカーで引かれているところ、「この表において『放射線の量』とは、空間線量率等によって把握されるものをいう」と書いてありますが、ここに空間線量率や放射能濃度などのように、吸着されるものの放射能についても考慮するように書き加えたらどうかと思いますがいかがですか。

(事務局)

空間線量率によって一般環境中の放射性濃度を把握するということが大前提、一般的な手法になっております。物によっては、物から発生するもの、もしくは、物そのものの放射能がどれぐらいのポテンシャルを持っているのかということ判断するときに、放射線濃度というベクレルで見ていくこととなりますので、一般的には、やはり人の直接的なばく露、影響ということになりますと、空間線量率で審査することになるということで、ここは挙げさせてもらいました。

(会長)

ここは空間線量率にしておかないと、法、基本的事項、『技術ガイド』から大幅に飛び越えてしまうのと、やはり予測が難しい、できないので、その意味で、ここは空間線量率です。

(委員)

わかりました。

(委員)

先生と全く意見はほとんどかぶってしまいますが、『技術指針』自体の考え方として、環境アセスの対象となったバウンダリーがあると。その地域に対して、中に保存中の放射能に対しては、きっちり管理できますよと。それで、そのバウンダリーの中に入ってくるものに対しても、ちゃんと放射能の管理ができるよということになっているのですが、私も思っていたのが、放射能物質が、そのバウンダリーが出てくる部分、そこに対してのケアがもう少しあってもいいかなと思っていて、今までのように、環境基準値を満たしたから外に出しても大丈夫ですよということではなくて、環境基準値を満たしていますよと。それでも、ある程度はバウンダリーの外に出してしまうよと。粉じんとか濁水に混ざって出てしまうよと。その環境基準値をクリアしているけれども、微小に出てくるというものもちゃんと評価として押さえておいてあげてもらえれば、将来的に琵琶湖にどれぐらいの悪影響が出るのかというのをそこから推定することは、可能性としてはできるはずですので、その出口側で「たとえ濃度が低くても、排出量というのはちゃんと押さえましょう」というような書きぶりにしてもらえれば、この『技術指針』自体が琵琶湖を守っていく上で、単純に基準値を満足するのではなくて、将来にわたって琵琶湖を守っていく姿勢ですよということがいえると思いますので、私も具体的な案はないのですが、予測手法のところ、出口側のところで、どれぐらいそのバウンダリーの外に放射能が出ていくのかというのは、一つ考察に入れておいたほうがいいかなと思っています。

(事務局)

すいません。今の確認を。

(会長)

話としてはそうですが、現実問題として、どれだけ出ていくかということを見積もるのは難しいですね。例えば、大気汚染物質みたいに煙突から幾ら出るか、出たものが環境に落ちてどうなるかというのは、そこで環境基準のようなものがあればできますが、放射性物質の場合はそういうのもないので、放射性物質がこのアセスに入ろうとしているいいところは、相当程度流出、拡散しそうな場合には出さないように、環境保全措置を十分してくださいという、その歯止めになる、そういう意味だと思います。

実際に何ベクレルになるとか、何シーベルトになるとかということのを予測するのは、事業者さんにもかなり酷な話ですし、それは研究レベルでも難しいと思います。食物連鎖とかを考えないといけないような健康影響を考えることになるので、それは事業者さんには酷です。このアセスに入る目的としては、出そうかどうかは十分検討して、出そうな場合には環境保全措置で対策してくださいという意味だと思います。CO₂も可能な限り発生を抑

えましようということで、CO₂と同じような扱いだと思います。

(委員)

趣旨としては、可能な限り、そのバウンダリーから出さないようにというのをまず、それが趣旨ですね。

(会長)

そうですね。

(委員)

そうですね。出さないようにしている。だから、琵琶湖を守っているとなる。

(会長)

資料7の話が抜けていますけれども、資料7のところでも今のような話を書いていますよね。琵琶湖もあるし、放射性物質にも十分滋賀県として注意をしていると。こちらを今の話、資料7のほうで読み取れるとは思いますが。

(事務局)

資料7のご説明が中途半端になっていましたが、資料7としては、滋賀県の位置づけとして人々の関心が高いということも踏まえて、県としてアセスの手続きにおいて、一番下から7行目ぐらいになりますけれども、県民等に対しては、放射性物質を取扱うか否かを事業計画の段階から明らかにすると。まず取扱うかどうかを明らかにして、事業者については、予測、調査、評価の手法を示すということ、それから、関係地域に滋賀県が含まれる場合、他府県で行われる事業であっても放射性物質に関する意見を出せるようにするというメリットがあるので、技術指針の改正を考えたいということで示しております。説明が中途半端で、申し訳ございませんでした。

(会長)

最後の「事業における放射性物質による環境影響の回避、低減」という、そこです。

(委員)

大丈夫です。理解しました。

(会長)

事業者さんが項目選定をするかしないかを検討するときに、先ほどの説明では、特に燃料として用いる場合、燃やした後に8,000ベクレルを超えそうだったら項目選定しな

いといけないということですが、普通の燃料、例えば石炭とかを燃やす場合には、明らかに普通の石炭であれば8, 000ベクレルを超えないので、そういうことは別に、特に事業者さんは証明しなくていいわけですね。

(事務局)

こういうものは扱わないということで説明をいただければ。

(会長)

「通常の石炭とか油だから、これには該当しません」と、その一言でいいわけですね。

(事務局)

そうですね。「扱わない」と。例えば、きょうの1つ目の議題のように、大津市の焼却施設の改築工事とかでも、「大津市内のごみだけであって、避難指示区域からの廃棄物は受け入れない」という一言があれば対象外ということで確認が取れます。

(会長)

わかりました。では、大体よろしいでしょうか。

県としては、〇〇委員が言われた、24ページの「水の濁りの発生に伴うもの」のところの「流れの状況」、これをもう少し具体的にできるかどうかを検討していただくということでもよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(会長)

それも最終的には私と事務局で確認して、もう一度皆さんに、特に〇〇委員に確認していただくという、これでよろしいですか。

あと、細かい話ですが、別表の1で、左のほうに「影響要因の区分」とか、その横に「細区分」が2つありますが、合っていますか。

(事務局)

印刷で出ていませんが、左上方から右下のほうに斜めの線が入ってしまっていて、環境要素の細区分と、影響要因の細区分という2つの区分になってしまっていて、それぞれ細区分が。影響要因の細区分のほうは、「付表2から選択」というようなかたちで斜めに線が入っております。

(会長)

以上で本日予定されていた2つの議題を終えましたので、審査会を終了させていただきます。事務局のほうにマイクをお返しいたします。

【終了】